

「いばきた」フォトサイクリング実施業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市北部地域（以下「いばきた」という。）は、見山の郷等の既存施設や農地、地域の自然・歴史資源に加え、安威川ダム周辺整備等の新たな資源が形成されつつあるエリアである。市内外の幅広い層の方々に、地域の風景や営み、点在する資源等をイベントを通じ自ら自転車で体感頂き、その魅力を発信して頂くことにより、いばきたのより一層の注目度向上と新たなファンづくりのため実施するものである。実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 「いばきた」フォトサイクリング実施業務

(2) 業務の目的

市内外の幅広い層の方々に、地域の風景や営み、点在する資源等をイベントを通じ自ら自転車で体感頂き、その魅力を発信して頂くことにより、北部地域のより一層の注目度向上と新たなファンづくりを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「いばきた」フォトサイクリング実施業務委託に係る基本業務内容のとおり

(4) 業務期間 契約締結の日から令和2（2020）年3月26日まで

3 当該業務の予算額等

2,497,500円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、

本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿にすでに登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール又はFAXで北部整備推進課宛送信すること。

提出期限：平成31年4月16日（火）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市都市整備部北部整備推進課

E-mail：hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072-620-1730

※ 電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：平成31年4月18日（木）

掲載場所：茨木市ホームページ 北部整備推進課のページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書

② 業務実施体制調書

イ 提出先：茨木市都市整備部北部整備推進課（茨木市役所南館5階）

ウ 提出期限：平成31年4月22日（月）午後5時まで

（土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで）（厳守）

エ 提出方法：持参又は郵送による（左記以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加

資格審査結果通知書」(様式5)により4月23日(火)までに参加希望者に通知するものとする。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)は、基本業務内容に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意図があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、A4サイズ縦)

企画提案については、下記10(1)審査基準の審査項目及び審査内容を踏まえて、両面5頁(または片面10頁)以内で記載すること。

イ 作業スケジュール(任意様式)

現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。

ウ 参考見積書(様式6)及び内訳書(任意様式)

基本業務内容により、業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

(3) 資料記載上の留意事項

※上記8(2)提出書類の副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和元年5月10日(金)

(土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで) (厳守)

イ 提出場所：茨木市役所 南館5階 都市整備部北部整備推進課

ウ 提出方法：持参に限る(持参以外の提出方法は認めない。)

エ 提出部数

正本1部

副本9部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者(以下「提案者」という。)に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書、業務実施体制調書、企画提案書等及び参考見積書を下記10(1)の第1次審査項目に基づいて担当課で審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。また、提案者が5者以下で

ある場合も同様に審査を行う。

ただし、評価点が高得点の者が複数ある場合は、高得点の者のうち、提案額が安い者を上位者とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、下記10①の第2次審査項目に基づき、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

- ①プレゼンテーション及びヒアリングは1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、説明15分、質疑応答10分の計25分程度とする。
- ②プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。
- ③プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名を上限とする。
- ④説明の補足用として、パワーポイント等の利用は可能とする。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和元年5月15日（水）以降に当該審査を行った全者に対し、郵送でプロポーザル審査結果通知書（様式7）により通知する。なお、1次審査の通過者にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーション及びヒアリングの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和元年5月22日（水）以降に当該審査を行った全者に対し、郵送でプロポーザル審査結果通知書（様式8）により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は下表のとおりとする。

(1) 審査基準

①第1次審査（事務局）

審査項目	審査内容	配点
業務実績調書	過去に同種または類似の業務履行実績があるか。	25
業務実施体制調書	担当者の人員配置や業務実績を含め、実施事業のための十分な体制が取れているか。	30
見積金額	(参加業者中最低見積額/各社見積額) × 75点 ※小数点以下は切り捨て	75
合計		130

②第2次審査（委員審査、配点は委員1人あたり）

審査項目	審査内容	配点
企画提案書	いばきたの特性や課題を踏まえた回遊方法やスポットの設定等がなされ、いばきたの地域や住民等との連携についても工夫のある提案がなされているか。	40
	スケジュールや実施方法等について、北部地域で実施可能な具体的かつ実現性の高い提案がなされているか。	20
	幅広い層の方に参加してもらうために、参加しやすくするための工夫がなされているか。	20
	参加者による魅力発信について、第三者への発信方法等、イベント実施後の北部地域への来訪や交流につながる等の工夫がなされているか。	20
合計		100

(2) 配点

- ①事務局審査 130点（事務局審査）
- ②委員審査 600点（100点×6委員）
- ①と②の合計730点とする。

11 候補者の決定

候補者は、上記10(1)審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「企画力・地域

との連携について」の合計点が最高点の提案者を候補者とする。

- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額、かつ「企画力・地域との連携について」の合計点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点が440点以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価の合計点数が440点以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする場合がある。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、基本業務内容を基に、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

(4) 契約の締結

内容について合意の上契約を締結をするが、契約交渉が不調のときは、審査結果により順位付られた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	平成31年4月16日（火）午後5時まで
質問に対する回答	平成31年4月18日（木）
参加申込期間	平成31年4月10日（水）から 平成31年4月22日（月）まで (土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで)（厳守）
参加資格審査結果通知	平成31年4月23日（火）
企画提案書提出期間	平成31年4月24日（水）から

	令和元年5月10日（金）まで （土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで）（厳守）
第1次審査結果通知	令和元年5月15日（水）
第2次審査	令和元年5月21日（火）
第2次審査結果通知	令和元年5月22日（水）
契約締結	令和元年5月30日（木）（予定）
業務開始	令和元年5月30日（木）（予定）

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 都市整備部北部整備推進課 担当 中原、平原
 TEL：072-620-1609（直通）
 FAX：072-620-1730
 E-mail：hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp